



三百七十七番二、千三百七十八番二、千三百七十九番二、千三百八十一番二、千三百八十二番二、千三百八十三番二及び千三百八十六番三並びに東村山市富士見町二丁目三番二十五、同番二十六及び同番二十九

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第千四百五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和四年十一月七日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社MHコンサルティング

(二) 代表者氏名 代表取締役 羽深 剛士

(三) 主たる事務 東京都世田谷区玉川田園調布二丁目五番七号  
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇五二四七号

(五) 免許年月日 令和二年九月十一日

●東京都告示第千四百六号

昭和四十五年東京都告示第三百五十六号(市町村にお

る東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場)の一部を次のように改正する。

令和四年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

表サントリービル株式会社武蔵野ビル工場の項工場の名称又は種類の欄中「サントリービル株式会社武蔵野ビル工場」を「サントリー株式会社武蔵野ビル工場」に改め、同項設置者の欄中「サントリービル株式会社」を「サントリー株式会社」に改める。

●東京都告示第千四百七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和四年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道町田調布線

二 指定する区間 稲城市大字東長沼字七号二千番一地从先から同所字五号千七百五十五番三地从先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり



## 出 張 (公)

### ●東京都公安委員会告示第331号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月28日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

#### 1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
  - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
  - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査  
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査  
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

- 3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能

- (2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

- 4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

- 5 審査の日時及び場所

(1) 日時  
令和4年11月30日（水曜日）  
時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所  
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

- 6 申請手続

(1) 申請書類  
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす

る。）

- 7 携行品

(1) 運転免許証  
(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

- 8 合格証明書の交付

(1) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時  
令和4年11月10日（木曜日）及び同月11日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所  
警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項  
ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年10月31日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

7 審査手数料  
21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品  
(1) 運転免許証  
(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7251-5275

●東京都公安委員会告示第332号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月28日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の種類

(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に

係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和4年11月30日（水曜日）

時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和4年11月10日（木曜日）及び同月11日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年10月31日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

ト。

7 審査手数料

12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

<p>2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7251-5275</p>	<p style="text-align: center;"><b>公 告</b></p> <p>土地区画整理審議会委員 (宅地所有者委員) 補欠選挙の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧について</p> <p>土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第六十条第一項の規定による東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会委員 (宅地所有者委員) 補欠選挙の選挙期日を、土地区画整理法施行令 (昭和三十年政令第四十七号) 第十九条の規定により、令和五年二月五日と定めた。</p> <p>なお、この選挙について同令第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和四年十月二十八日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 縦覧期間 令和四年十二月一日から同月十四日まで (日曜日及び土曜日を含む。)</p> <p>二 縦覧場所 足立区六町三丁目四番三十六号 東京都第一市街地整備事務所六町地区整備事務所</p>	<p>三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定について</p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成十二年東京都条例第二百五十五号) 第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱 (平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号) 第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。</p> <p>令和四年十月二十八日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 認定した機器等</p> <p>(一) グレードA A</p> <p>別記一のとおり</p> <p>(二) グレードA</p> <p>別記二のとおり</p> <p>二 認定年月日</p> <p>令和四年十月五日</p>
<p> </p>		

別記一	グレードA	グレードA
認定番号	認定番号	認定機器の種類
GAA二二〇〇一	GAA二二〇〇一	給湯器
GAA二二〇〇二	GAA二二〇〇二	ガスヒートポンプ
GAA二二〇〇三	GAA二二〇〇三	同右
別記二		
グレードA	グレードA	認定機器の種類
認定番号	認定番号	温水発生機
GAX二二〇〇一	GAX二二〇〇一	ガスヒートポンプ
GAX二二〇〇二	GAX二二〇〇二	同右
GAX二二〇〇三	GAX二二〇〇三	
代表型式の名称	代表型式の名称	
GQT-C2401SAWZ	VEC-25ESNII-WHほか七型式	
U-GB560UIDほか十一型式	YNZP280LINB	
YNZP224LINB	YNZP355LINB	
申請者の氏名又は名称	申請者の氏名又は名称	
株式会社ノーリツ	株式会社ヒラカワ	
パナソニック株式会社	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	
ヤンマーエネルギーシステム株式会社	同右	

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定による東京都の意見について、同條第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) ケーズデンキ足立竹ノ塚店

イ 店舗所在地 足立区伊興本町二丁目二十六番地十ほか

ウ 設置者名 株式会社ケーズホールディングス

(二)ア 店舗名 (仮称) いなげや練馬西大泉店舗計画

イ 店舗所在地 練馬区西大泉二丁目十九番二号

ウ 設置者名 CREST株式会社

(三)ア 店舗名 (仮称) 多慶屋B地区計画

イ 店舗所在地 台東区台東四丁目三十三番一ほか

ウ 設置者名 株式会社多慶屋ホールディングス

(四)ア 店舗名 多慶屋ビル

イ 店舗所在地 台東区台東四丁目三十三番二号

ウ 設置者名 株式会社多慶屋

(五)ア 店舗名 クロスガーデン多摩

イ 店舗所在地 多摩市落合二丁目三十三番地

ウ 設置者名 オリックス株式会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。

イ 意見の通知日

令和四年十月十八日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

令和四年十月二十八日から同年十一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和四年十月二十八日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 指定した事業者

指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地

五八四〇 株式会社 黒沢 和雄 台東区東上野三丁目

アルファ 三十三番八号

Ⅰ企画東

京支店

五八四一 株式会社 高島京一郎 大田区大森東三丁目

K I C O  
N N E C  
T

五八四三 株式会社 石田 大作  
イシダ 国分寺市西恋ヶ窪三丁目六番地四十一

二 指定年月日

令和四年九月二十八日

七番七号 レジデン  
スタカネ三〇一

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価 本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

